第5號
昭和27年5月25日
長崎縣大村市
發行所　大村市役所
電話代表67番
長崎縣大村市玖島町
印刷所　隆文社印刷所
電話305番

新地方自治の確立へ

住民のための政治

身近に幸福を築く鍵

国民待望の対日平和条約の発効がいよ〳〵四月二十八日に行われこれで日本も再び独立国として国際社会の仲間入りをした訳で誠に喜ばしいことであります。

顧みれば敗戦後の六ヵ年、日本の歴史にこれ程悲しい時代はなかつた。再び戦争の惨禍で、こんなみじめな時代を作らないように我々は平和条約の成立に当つて新な覚悟をしなければなりません。

自主独立した今後、我々は新憲法の根本理念とする真の民主々義国家として名実共に立派な国にするか否かは我々国民一人一人の責任であります。かくの如く独立を迎え、その責任の重大なとき去る五月三日の新憲法施行五週年を迎え、国を始め県市、ともに「新地方自治確立運動」を展開していますので本市では縣地方課長八並義之氏の新しい地方自治に関する解説を登載して市民各位の御理解と協力を要望しますと共に「新地方自治確立運動」の参考案をあげてみます。

「自治」とは自分のことは自分で治めることである。世の中の人がお互に助け合つて行く共同生活である。この社会を営んでいる集団が、いくつも集つて市町村とかあるいは国を形造つている。

例えば町も村も社会生活を営んでいる一つの集団であつてこの集団の秩序が完全に維持されてゆくためには、その集団の中で「自治」が行われなくてはならない。このように町のことは町の人々の、村のことは村の人々の意見によつて治めてゆくことが「地方自治」である。

云いかえると、地方自治とは「人民の人民による人民のための政治」をいう。かの有名なリンカーンの言葉で端的にいい表わされているように、従来のように国とか県の厄介にならずに村　町がそれぞれ自主的に政治をして住民の意志を反映した町政なり村政が身近かに、然も効果的に行われることになるのである。

具体的には、地方自治ということは極めて広い範囲にわたつているのである。例えば地方税の問題にしろ託児所、病院、墓園地などの厚生施設の問題にしろあるいは、農道、漁港、舟溜りの問題にしても、これらは、すべて町や村の人々自らの手によつて解決すべき問題なのである。

私達が自分たちの生活の問題として自分たちの住んでいる町や村の問題に関心をもつことは絶対的に必要であるが、然し住民が全部町や村の当局者となつて、政治を論じ行政を執行することは事実上不可能である。そのために私達は代表者を選んで、その人々に自分たちの町や村の政治をまかせる。町長さんや村長さん議員さんは、こういつた意味で私達の代表者であります

住民である我々一人一人が選んだ代表者を通じ築き上げた町や村に、その不満の原因は自分自らにあるわけで自己の非を省みず不満を洩すことは、天に向つて唾するようなものといい他はありません。私達が町や村によつて幸福を与えられるように法律上どんな権利が与えられ、どんな義務が負わされているか、代表者を選ぶための選挙権や、納税の義務などが、基本的なものであるということができる、私達の基本的権利の一つである参政権には次のようなものがあります。

衆議院、参議院議員の選挙、縣知事、市町村長の選挙、縣及び市町村議会議員の選挙、教育委員、農業委員、漁業調整委員の選挙

然し、私達が十分慎重な判断力の上に立つて、選んだ場合でも間違いは、絶対にないとはいえない。その万一の場合を予想して法律では、住民の権利として「直接請求」の制度を認めてある。私達は自分の選んだ市町村長とか議員などが、常に住民の代表者として努力しているか彼らの公約はその後どうなつたか、税金はどのように使われているか、あるいは無駄な経費、不正なる事実はないか等について常に注意深く監視してゆかねばならない。四苦八苦して納めた税金の行方に特に深い関心をもつて、納めた税金に見合うサーヴィスが町や村からされているかどうかを考えてゆかねばならない。

この直接請求の制度にはどんなものがあるかと申しますと条例の制定又は改廃の請求

監査請求

議会の解散請求

縣知事、副知事、出納長　市町村長、助役、收入役　その他選挙管理委員　監査委員、公安委員などの解職請求則ちリコールの請求

などである。

しかし、これらの直接請求の権利は、最悪の場合における、住民に残された最後の手段であり、いわば「伝家の宝刀」ともいうべきもので、その行使につきましては、十分慎重でなければならない。これらの権利が町村内騒擾などの原因となつたり、争に利用されたり、争いのための争いの武器として終始し、遂には住民の幸福とは、全く関係のない手段として使用されることのないように注意しなければならない。

この直接請求の制度に限らず町村に於ける自治の現状を見まする場の行楽等にからんで教地の問題、位置の問題などで部落の利害が対立するために相争い、数年間にわたつて紛糾し、肝胆な兄弟生徒の教育は全く忘れられてしまうというような事態が屢々繰返されている事実は、いかに制度が立派であつてもその運営に魂が入つていなければ、何の役にも立たず、むしろ逆効果であることを示している。

直接請求の權利

〈實家の傳刀〉運營を誤るな

地方自治に対する真実の理解と認識の上に立つた制度の運営と、住民の積極的な協力とが要望される所以である。

この直接請求の最終決定は、住民の多数意思により決定されるのであるが、この場合のいわゆる住民投票は直接請求の場合だけに限らず例えば長崎国際文化都市建設法や佐世保市における旧軍港都市転換法などが、先年大多数の住民の賛成を得て制定されております。その他最近の例では、自治体警察の廃止などで一部町村の有さんも投票されたことと思う。このように、憲法や地方自治法では、住民に直接の重大な影響のある事柄につき、常に住民の意思を問い、住民の希望する方向に行政が進み得るように仕組まれておりますので、私達住民は常に市町村政、縣政の動きに注意し、私達の自由な声が取り入れられるように努力致しましょう。

要するに地方自治の根本精神は自主性、自律性であつて、市町村政なり、縣政の主人公は、私達住民自身であるので、私達は常々市町村政、縣政に関心をもち、議会を傍聴したり、公聴会に出席したり致しましょう。

市町村報掲示板撤廃問題等も注意致しましょう

最近待望の独立の日を迎え、又去る五月三日は、地方自治法とその根拠法である新憲法施行五周年記念日にも当り、この機会に過去を反省し、地方自治今後の在り方を検討することにより名実ともに真の「地方自治」をはぐくみ育て新生、民主日本の基盤たらしめる目的のもとに現在縣下各市町村に特に「新地方自治確立運動」を展開致し、いろいろ手段をつくし、上央をこらして、市町村のことを縣下のことを理解し認識して頂くとともに皆さんの率直な御批判なり、積極的な御意見を市町村政、縣政に反映せしめようと努力致しております。

地方自治の變遷

地方自治は国の統治承認して明治二十一年の組織の重要な一環をなす市町村制及び明治二十三年の府県制により近代的自治の形態を与えたものであり地方自治の形態を与えて行政は地方住民によつて行われる行政でありられたものであり当時官治行政と相対應するとしては極めて進歩的な立法であつた。爾来観念である。

我が国の地方自治制度は明治維新に際して定められ主として独逸プロイセンの制度を継承して来たのであるが、大体に於て明治憲法は中央集権的官僚行政を根本の建前とし地方自治を否定はしていなかつたがこれを保障もしていなかつた。従つて明治憲法下における地方行政は官治行政の色彩が極めて濃く府県は自治体とは云い乍ら殆ど完全な官僚行政であつたし国の全面的支配と後見的監督の下に運営されて来たのである。

この傾向に加えて昭和七年の日満事変勃発から大東亜戦争への進展、並びに地方行政運営の簡素化が断行された。昭和十八年における地方制度の改革がすなはちこれであつて、即市町村行政の簡素化を理由として実現された。

要するに昭和十八年における地方自治制の改革は、執行機関の指導的地位を確立することを通じて国家の指導力を強化することにその主眼点がおかれたのであり、これが終戦前の地方自治制度の真の姿であつたと考うべきである。

ポツダム宣言の受諾により我が国政治の民主化は決定的に方向ず治」に関する一章を設けられた。政治の民主化は中央と地方を通じて行わなければならない。或る意味に於ては中央の政治の民主化は地方の政治の民主化の地盤の上に立つて始め可能である。この意味で政府は終戦直後昭和二十年十月早くも知事公選の実施を公表し引続き地方制度の今般に渉る民主々義的改革を企図した。新憲法は第八章に「地方自治」に関する一章を設け、地方分権の強化と地方行政の民主化の方向を指向し地方自治を保障した。この新憲法の精神に則つた地方制度の第一次改革が昭和二十一年九月、新憲法施行に先立ち東京都制、市制、町村制の一部を改正する法律として施行された、然しこの改正は憲法の民主的且つ地方分権的精神を具体化した根本的改革ではあつたが地方自治の強化と地方行政の民主化の実現の上から云えば不十分、不徹底であつた。従つて新憲法の目指す地方自治制を実現するため地方自治制度第二次の改革が必要とされ、この要請に應じて生れたのが昭和二十二年四月十七日に公布された地方自治法である。この地方自治法も地方行政の徹底と地方行政の民主化の上から云つて未だ十分といえなかつたので其の後第三次乃至第五次の制度改正並びに他の法律の制定に伴う数次にわたる地方自治法の改正が行われ今日に至つている。而もこのような地方自治法制定の精神を徹底的に実現するには、これに関連する諸制度の根本的改革を必要とするので警察制度、教育制度も改革されたのである。

苦にならない税金

備えあれば憂なし

納税組合を作りましょう

昭和拾九年頃迄は税金を徴収する吏員は一人も居らないで時々滞納処分をする位で市税の九〇％以上納付されて居りましたが終戦と共に税金に対する納税思想が頽廃し今日では徴収専門の吏員七名とこれら滞納の整理事務内勤四名を要してもなお以前の徴収成績にはるか及ばない現状であります。従つてこれらの人件費或は徴収費等も終戦前（通貨の下落を考慮せずに）の八〇倍乃至一〇〇倍以上の費用が不要に消耗されて居り、しかもそれは矢張り市民各位の税金で賄つてゐるのであります。想えばこの金ほど無駄な金はありません。それが以前のように居ながらにして納まるならば毎年住宅が一〇棟や一五棟位は建てられて行くでしよう。又一面滞納する者が多いと言うことは市の発展に障害ともなる大きな因を含んで居ることにもなります。

ここに個人の台所と市の台所の共通性を述べて市民皆様の御協力を得たいと存じます。

私達は人間である以上御飯ら食べなければならないし裸で居る訳にも参りません。また雨露をしのぐ家も我々の生活には必要であります。こうした経費はすべて生活費と呼ばれ我々の社会生活にとつて絶対に欠くことのできないものであります。

ヶ入るをはかつて出やるを制すゞと言う言葉がありますが私達の経済生活は又常に夫々の収入に應じ、おのづからそれも一ヵ月位だつたらそのまだなんとかなるでしようが毎月々々こんな状態が重つていつたらおそらく貴方の店は貸金回れの貸、一年たたないうちにつぶれてしまうのです。

このことは私達大村市の台所に就いても云える事です。学校や住宅をつくつたり道路をつくり橋をかけたり産業復興、教育振興と年々莫大なお金が大村市の建設にかかつてゐますが言わばこれは大村市と云ふ大きな家の生活費みたいなものです。私達の家の生活費が家族のものの收入と抉け合つて賄われるように大村市と云う大世帯の生活費もその家族即ち六万市民の懐から賄われているのです。大村市のような貧乏市では平衡交付金といつて国から補助金を貰つたり起債と言つて

第三回モーターボートレース

6月 14（土）15（日）16（月）21（土）22（日）23（月）

第二回の市費大村モーターボートレースは第一節五月八、九、十、第二節十六、十七、十八の六日間行われたが、連日晴天に恵まれ一日平均約三千名の入場者を見て六日間の舟券売上高は千六百五十四万三千七百円（第一節六八六万円第二節九、六八三、七〇〇円）に上り相当の成績を示した。

第二節の最終日は日曜であつたので入場者も約五千人、場外からのファンも多数あつた、賣上高も五百万円に近い記録的数字を上げた。

賣上高も延回豫期以上に上昇し一般ファンの人気も漸次好評を博するようになり一層前途に明い望をもつことが出来た。

第三回のレースは第一節六月十四日（土）十五日（日）十六日（月）第二節、二十一日（土）二十二日（日）二十三日（月）の六日間開催に決定している。

調にすすんでいるのですが一歩宜に廻つて見れば折角のお客さんが皆帳面で毎月月末にきちんと払つてくれる人が半分も居なかつたとしたらどうでしよう。

借金をしたりして補つていますが大村市が一人立ちする爲には、これは決して自慢になる事ではなく大村市に必要なお金は産業の復興を図り必要なお金は何と云つても市民自身が税金で賄わねばならないのです。

ところで大村市には現在二、五〇〇万円の市税の滞納があります。もつともこれは過年度分の滞納と前年度（二十六年度）一分を含めた全部の額で、ともかくこれが順調に入らない事は実に大きな悪影響を及ぼして参ります。

市税はこのようにして私達の街の建設に引いては、私達自身の生活に大きなつながりを持つておりますが又一面今日程税金の問題が私達の生活に大きな悪影響を及ぼす程大きな問題になつたことはないでしよう。私達の社会生活を豊かにする筈の税金が何故こうした矛盾や悲劇をひきおこさねばならないのでしよう。私達はここでこの同じく苦痛な税金を毎月源泉徴收されてゐる給料生活の場合、差引かれた残りの給料の範囲で生活をして居ります。又それが税金に心配がなく苦痛を少なくして、かえつて気楽な感じをして居ります。そこで苦にならない税金とするには町内又は部落的に話合つて納税組合をつくつくていたゞき月々の收入のない方々は季節的に入る收入の中から天引きして取まとめて納税をしていたゞくか或は又取まとめて貯金をして置いていただくかが円滑に行かなければ何事も出来ないのであります。

市民皆様が自ら進んで納めて貰うと言うことだけで、他都市に一歩先んじて飛躍的大村市の大発展になると言うことです。

古税金持つて居る程気にかゝる

（税務課）

上げる積りで居ります。

どうやら大村市も予備隊設置も決まり何だか発展のきざしが見えて来たような感じが最します。この歴史的大村市発展の機会を記念に滞納を一掃致しましよう。

最後に一言申上げて置きたいのは、道路をつくる、橋をかける、学校を造る、等々の陳情或は請願が議会毎にあるようです。これ等の事業を実施して皆様方に満足して貰うにしても要は何と申しても第一に市の財政と云うことであります。それには矢張り税金の納入協賛を得ましたなら皆様方に改めて御相談申

住民登録法を施行

7月1日から

行政事務の適正化へ

住民登録法の施行について

第十回通常国会において審議の上制定され昨年六月八日公布された住民登録法が昭和二十七年七月一日から施行されますので、法の制定の趣旨及びその要点を摘録して市民の皆様に御知らせするとともに一般の御協力を御願いいたします。

制定の趣旨

一、現行の寄留制度と世帯台帳の両制度を統合しこれによつて選挙、教育、徴税、衛生、統計、生活保護、住民の居住関係の証明等の行政事務の適正簡易な処理に資せんとするものであります。

二、現行の寄留制度は大正三年以来実施されてきたのであるが時代の変遷とともに、左記の制度の目的を達し難なるような多少の欠陥が伴うようになつたのであります。

1 市町村の住民全部が登録されるのでないこと、

2 行政上の利用価値にとぼしく市町村のこの制度に対する積極的熱意を阻害することは国策なる状態であつたこと

3 住所寄留と居所寄留の二種の寄留が認められていたため事務の複雑化をきたし実用的でなかつたこと。

4 市町村の住民から見るとこの制度から受ける実益に比較し屈出義務の負担が大きかつたこと。

5 現在ではほとんどこの制度は早急改革の必要があり市町村も多年これを要望してきたこと。

三、世帯台帳は昭和十五年頃より国民生活必需物資配給に資するため、寄留簿とは別個に調製され現在では寄留制度が前述のような実情にあるので、この台帳を市町村の住民を把握するための基礎資料として配給の事務だけでなく、選挙、教育、徴税、衛生、統計、生活保護、居住関係の證明等各種行政事務の処理に利用している状態であります、なお左記に列記するような欠陥があつたのであります

1 世帯台帳の調製に当つては、法律上の根據がなく本人の申告を基礎としたものであるため市町村の公簿として行政の基礎資料とすることは不完全なものであること。

2 生活必需物資の出廻りに伴い配給制度も逐次廃止されるものであるから世帯台帳の調製に当つて五月八日付、増原警察予備隊長官から正式決定の通知があつた。

この朗報に接した大村市では、直ちに市議会始め市内の各機関と協力して受入態勢の整備に万全を期しつゝあり一方、大村駐屯部隊は七月中旬に旧四十六連隊跡と旧海軍航空隊跡に分駐することに決定したので文部省並に

警察予備隊設置決る

七月中旬に駐屯の豫定

旧連隊跡に設置される長崎大学学芸学部を長崎市に移転する計画は昭和二十五年頃から大学当局及び学生の間で進められていたので、かねて、その存置方を強く関係方面に陳情していたのであるが最近に至り文部省の方針や大学当局の意向として存置困難な情勢となつた。

従つて市としては共の跡に警察予備隊の誘致に運動を進め関係方面に陳情を重ねていたが、幸に大村市の熱意が認められ、二十七年度に増員される一部隊が設置されることとなつて学芸学部の移転を計画されたが、これに対する市民の意向は、学芸学部内の属中学校は附属小学校と市立図書館に移転することになつている。

（以下次号）

戸籍課

防げ!! 傳染病

赤痢と肺結核

予防注射のない赤痢
飲食に注意しましよう

初夏の訪れと共に消化器伝染病が流行しています。昨年多発した赤痢は冬になつても終熄せず新年早々続発して四月三十日現在四九名であります。

赤痢患者が終戰直後に衛生狀態が非常に惡かつた時に比べて多くなつたのは何故か？

食糧事情の好転に伴つて外食の機会が多くなつた爲でありましようが赤痢は消化器系の伝染病ですから飲食物と共に口から体内に入ることによつて病気になります。從つて外食の機会が多くなつて赤痢菌に汚染された食事をとる機会が多くなれば

なる程赤痢患者が増加する訳です。而し外食の機会が多いため赤痢が多発するとすれば同じ消化器系伝染病である腸チフス、パラチフスの患者も増加することでしよう。然しこれらの患者は赤痢患者が増加しているのに拘らず年々減少しています

これは一面から見れば赤痢の特効藥として使用腸チフス、パラチフスには予防注射があるが赤痢には予防注射がないからだと云えましよう。恐しい夏の伝染病はハエが媒介しますがそのハエが多くなつたためか？、然しハエの活動しない冬でも発生していますのでハエの媒介だけであるとも考えられません。夏のアイスキャンデー、果物等暴飲暴食に基因するとも云われますが冬期も発生する例から見れば

そうばかりとも断定できません。

赤痢発生、伝染病経路については種々その原因を探究されたのであります

が結局、從来赤痢の特効藥として使用されたズルファミン製剤による素人治療が原因しているのではないかと解されます。それは若し発熱を伴う下痢と云つたら医師の診断を受けず藥屋さんに行き藥を飲んで熱が下り、下痢が止つたら完全に治療したと考えられるでしよがそうでなく多くの場合は保菌狀態となつて赤痢菌はその人の腸の中に生存し毎日糞便より排泄されているのです。この菌はズルファミン剤に対する抵抗力が非常に強くなつていますから、この菌のために赤痢に罹られた方は今度は仲々ズルファミン剤では治りません。そこで病氣になつたら早く医師の診断を受けて適正なる治療をして貰うことが大切です。赤痢に罹る原因は赤痢菌が飲食物と一緒に口から入つたときにおきるものです。赤痢菌は患者の糞便の中にいるものですから患者になつたものは結局、先に赤痢になつた人の糞便を食べたことを意味することになります。

例えば旅行して或る旅館に宿泊し赤痢に罹つたと仮定致しますと、その旅館主は金をとつた上に赤痢菌のいる糞便を食べさせたことになります。では赤痢菌のいる糞便が料理にどうしてついたかと申しますと二つの道が考えられます、それはハエによるものと調理人の手によるものです。予防方法としてはハエによる食物の汚染はハエを調理物に入れないこと及びハエを積極的に殺すことで調理人の手によるものは調理人が料理の前や用便後によく手を洗うことが予防の第一条件であります

とかく赤痢予防には先般來より御注意申上げております「赤痢予防十則」を真剣に実行して個人衛生特に飲食物に注意して頂くことが最も肝要であります。

市では伝染の原因についても前に申しましたように色々と考えられますが取敢えず赤痢菌

保有者を検出するため本年二月より昨年多発密集地区の住民に対し菌検索を実施し検査人員約五千名中、保菌者三九名を検出して市立病院に隔離入院をさせる等相当の成果を納めましたのでなお引続き実施するよう計畫中であります。

なお昨年及び本年にかけての地区別赤痢発生状況は左表の通りであります。

地區別	昭和26年 罹患者	昭和26年 死亡者	昭和27年 罹患者	昭和27年 死亡者
本廳地區	38	2	9	1
西大村	82	3	18	
竹松	17		5	1
福重	3		4	
松原	3		4	
鈴田	6	1	4	
萱瀬	1		1	
三浦	16		0	
計	166	6	45	2

年間一千億の損害
肺結核は新藥より予防

結核は皆様も御承知のように我が国でも大変多くこれで死亡される人は毎年十万人以上でこの他、日本の国が結核のためにうけている損害はざつと計算しても毎年一千億円以上にのぼると云われています。結核はどういう人が罹りやすいかと申しますとツベルクリン陰性の人、就中乳幼児や青少年でツベルクリン陰性の人であります。

隨つてこういう人は結核に罹らないために必ずBCGの接種を受けることが必要です。

市では結核予防対策として毎年ツベルクリン皮内反應を行い陰性者に対しては、BCG接種を実施しております

共の外、法に定めてある健康診断（胸部レントゲン撮影）は保健所で実施するよう計畫中であります。

◎昨年実施しましたツベルクリン反應BCG接種は済まれましたか？、新藥ばかりにとらわれないで結核に罹らない用心を致しましよう。結核を防ぐのに一番大切な時期それはツベルクリン反應がはじめて陽性になつてから一年間です。

◎結核予防のためレントゲン検査は保健所か病院で必ず受けましよう。

◎結核の素人治療は危険です。必ず医師か保健所の指示に従つて適当な治療を受けましよう。

◎結核のはじまりはもちろん病気が相当進んでも自分では気がつかないことがあります。ぜひ一度健康診断を受けましよう。

◎体に異常がないからといつて油断は禁物です。結核の正しい診断はツベルクリン反應検査とレントゲン検査が必要です。

◎BCG接種をしたために結核になることは絶対にありません。生れて間もない赤ちやんに注射しても大丈夫です。

◎早期に発見して早期に治療することが結核の場合時に大切です。健康診断は進んで受け健康であるかを確めましよう。

（衛生課）

我等の市立病院を利用しましよう

壽古踊り平和博へ

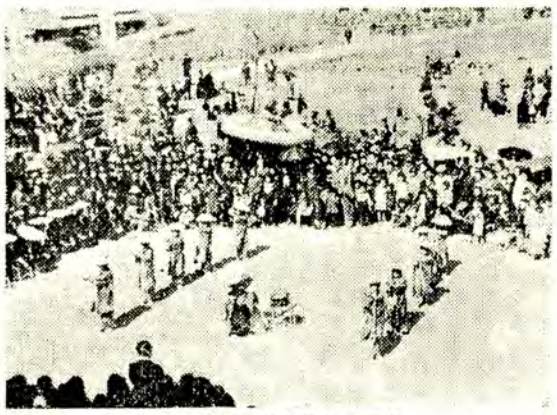

寫真は壽古踊りの實況

郷土舞踊として四百七十年の伝統をもち古くから観客に喜ばれている当市の代表的舞踊壽古踊りを長崎市松山町原爆中心地一帯で開催されている長崎復興平和博覽会の呼物の一つとして五月十九日観客に御披露した。

五市商工懇話會

縣下五市商工懇話会は松永縣通商貿易課長補佐、松原国金長崎支所長、川崎大村市助役江指長崎市経済部長五市商工通商課長同商工会議所事務局長等二十五名が參集四月二十五日午後一時から大村神社境内「桝形亭」で開催された。当日の主なる議案は、

一、信用保證協会の設立

二、昭和二十七年度共同施設の補助

三、損失補償制度の実績

四、昭和二十七年度の事業計畫

五、中小企業に対する賠償機械払下げ

六、工場誘致

七、沖縄貿易

を協議した。

恐しい狂犬病
番犬には予防注射を

狂犬病は犬に限られた病気でなく人、牛馬猫等の多くの種類の温血動物に感染し一旦発病したら必ず死亡すると云う世の中で一番恐れられ又嫌われている病気であります。

犬の狂犬病の場合は潜伏期間は二〇—四〇日といわれ症狀は初め声が変り精神不安狀態となり驚き易く石、木片草藁等の異つた物を食べます。次で軽い咽頭の痙攣が起りこれが過ぎると亢奮が高まつて遠く走り廻り目に見えるもの、休に觸れるものを総てに咬つき暴れ廻り遂には涎を流し次第に声が出なくなり発病後五—八日頃迄には痲痺して死亡するといわれています。

狂犬の咬傷を受けると人の場合潜伏期間は平均二—八週間で最も咬まれた部位及び年令によつて多少相違があります。症狀は先ず咬傷部の痛み蟻走感一般に不安狀態となり痙攣は咽頭より次第に全身に及びこの発作は飲食を求めようとする時、特に強まり水を飲もうとしても痙攣発作のため飲めず、苦悶甚だしく悲惨な狀態のうちに痲痺期に入つて四—五日のうちに死亡します。

予防法としては犬に咬まれたら予防注射があり発病を防ぐことが出来ますが、これは十八回注射を受けなければならず、たとえ発病を防ぐことが出来ても、その間、肉体的、経済的、精神的苦痛は深刻であります。

政府はこの恐しい病気の発生を防ぎ狂犬病流行により社会の不安を無くするため昭和二十二年九月二十二日狂犬予防法を制定公布されたのであります。其の必要事項を箇条書に致しますと、

1、番犬の所有者はその犬の所在地を管轄する都道府縣知事に犬の登録を申請しなければならない。

2、番犬の所有者は必ず年二回その犬に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

3、番犬はすべて登録し所有者は毎年一制とし所有者は毎年一頭につき三〇〇円の登録手数料を都道府縣に納入して番犬の鑑札を受けること。

4、野犬狩を常時行い無鑑札犬はすべて捕獲する。

5、都道府縣知事は狂犬病（疑似症を含む）が発生したと認めた時は直ちにその旨を公示しその発生地を中心として半徑五キロメートル以内の地域及び期間を定めてその区域内のすべての犬に口輪をかけ又はこれをけい留することを命じなければならない。

6、予防員は登録を受けず若くは鑑札をつけず又は規定の予防注射を受けず若くは注射済票をつけない犬があると認めたときはこれを抑留しなければならない。

7、これらの規定に反した場合は二万円以下の罰金又は六カ月以内の体刑に処せられる。

以上でありまして市衛生課では先般来より昭和二十七年度の犬登録申請に伴う鑑札交付を実施し更に狂犬病予防注射も保健所予防員立合の上実施したのであります。

犬登録數調書（五月一日現在）

地區別	登録數	注射済數
本廳	三四二	三三九
西大村	二四七	二四四
松原	六七	六四
福重	八六	七九
竹松	一五五	一五一
萱瀬	九三	八九
鈴田	一一〇	一一〇
三浦	五〇	五〇
計	一、一五〇	一、一二六

市内各地区の犬登録並びに予防注射実施成績は左表の通りであります。

また共に未登録犬及注射未済の番犬は相当数あるものと考えられこれらの犬は野犬と看做されます。

将来は法に基いて前記野犬は徹底的に捕獲されますので種々の事情で登録してない犬、注射未済の犬は速かに善処されるように願います。

児童憲章を守ろう

今年度の福祉週間行事

本年度の児童福祉週間及び青少年保護育成運動は五月五日の子供の日から十八日まで二週間にわたつて行われたが、この運動は児童憲章の精神に基き児童福祉の増進を図り児童の人権尊重の意識をたかめるための週間として運動を展開されたもので、実施事項としては、いわゆる人身売買対策の徹底（週間のみならず年間行事として行う）

イ、児童福祉法第三十条他家の児童を預つている者の届出、家出の再調査、未届出家庭の届出勧行

ロ、身売り行為は貧困家庭等に起り易いので生活扶助、教育扶助等を考慮する。

ハ、長期欠席児童生徒の対策（病気以外の長期欠席児童の届出学校長より市社会課へ）などを行うと共に五月十七日午前九時から中央公民館で三城小学校コーラス団指導の下に児童憲章の歌発表会を行い、引続き映画『雪割草』を上映した。

なお、五月十一日は国立大村病院で昭和二十五年四月一日から二十七年三月末日までの間に出生の赤ん坊大会を催した。

やれば出來ます
きれいな町 彼杵視察記

モデル衛生町彼杵は長崎縣下で十四のモデル市町村の内第一位となり五月十四日縣庁で優勝旗の授与式が行われました。

又役場から一キロ餘り諫野行街道の左側を入る二百メートル位の所に宇都穂太郎氏の家がある。これは日本一の清潔な家として同日知事の感謝状が授与されました。

この家には蚤、虱蚊は勿論一匹もおりません。このことだけでいかに清潔な家かがわかりましよう。家の中は埃もよく家の人は見るからに清潔で正しい感じを受けます。彼杵町はどうして優勝旗をもらうまでになつたか。今年の一月二十四日にモデル衛生町実現のため実践本部を役場に置き各地区に支部をもうけ更に実施班を作り青年団婦人会等の民主団体はもとより町民挙つて一致協力事業をすゝめたのであります。

当初、当局町民の凡てがこの事業の成否に危惧の念を懐いていたのでありますが大村保健所のたゆまざる指導と町民の熱意が実を結んだのであります。その後の町の現状を少しく申述べましよう。

彼杵町に入れば道路や下水等の清掃の行届いていることが一見して判るのであります。各戸に入つて見ればどの家も蚊帳で蚤とか蝿は見つかりません。豚、鶏、山羊を一箇所に纏めて飼育し部合よく蝿の駆除のできるように工夫されたところもあります。どんな山奥の家でも便所の蓋には凡て蓋がしてあつて蝿の出入ができないように設備されています。便所の入口や汲取口附近の土を取除いてこれを焼き捨て　セメントに替えて蝿のリナギの棲息する餌地のないようにしてありました。墓場の花筒を廢止しお供えした水はお詣りの帰りに全部捨てゝ茶碗等はふせることにしてあります。従つて、墓場には蚊がおりません。墓場以外の所でもボーフラのできるような水の溜るものは凡て取除いてあります。

こうしてモデル衛生町はできあがつたのでありますが、よくもこれまでになつたことゝ感嘆服いたしたのであります。

（衛生課長）

非常の場合は『ケイサツ』と呼ぶ
警察非常用電話が開設

大村市警察署においては五月七日より警察非常通報用電話を設置したので殺人　強盗、火災等の重要事件が発生した場合、警察に通報する時は電話局の加入電話又は公衆電話を利用して只「ケイサツ」と呼べば直ちに本署に直通することになりました。

但し大村電話局管轄の市内電話取扱区域内のみとなつており通報要領は左記の通りであります。

記

火急に警察に通報する非常重要事件の場合は只「警察」へ

一般事務の場合は電話「五一番」へ

（大村市警察署）

赤痢予防の注意事項

法定傳染病とは

コレラ赤痢（疫痢を含む）腸チフスパラチフス、痘瘡、発疹チフス猩紅熱、ジフテリヤ、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、日本脳炎小児麻痺（灰白脊髄炎）の十二種である

以上の病気は何れも伝染力が甚しく患者自身のみでなく他に甚しく迷惑を及ぼすので其の予防法を法律で定められている

傳染病発生と市の經費

どの伝染病でも治療や消毒に多くの経費を要し流行が甚しくなると他の事業の中止をしても予防を実施しなければならぬこと

赤痢患者一名に治療費大体一萬円を要する。其の他消毒費も相当なものである

赤痢について

1 赤痢は赤痢菌が口から入ることによつて発病する（他からは絶対に体内に入らぬ）

2 赤痢菌はどんな場合に口に入るか

イ 手についた菌をなめた場合

ロ 生水を呑んだ場合

ハ 食器類についていた菌を食物と共に喰べた場合

3 菌はどうして手につくか

イ 用便後の不始末と手洗い不充分及び菌のついたものに触つた場合

4 生水はなぜ菌がいるか

イ 患者や保菌者の汚物を流れ川や井戸端で洗うときに流れこむ

5 食物や食器にはどうして菌が居るか

イ 患者や保菌者の糞をなめた蝿がとまつた場合に蝿の脚や口についたものでつく

6 赤痢はどうして防ぐか

イ 食物飲物食器類に蝿をとまらせぬこと

ロ 生水生物は飲み喰いせぬこと

ハ 食器類は熱湯で洗うこと

ニ 流れ川で食器類や野菜等を洗わないこと

ホ 食前外出から帰つた時、料理にとりかゝる前、用便後は洗濯石鹸で手を洗うこと

ヘ 蝿や便所等のウジ虫を殺すこと

ト 寝冷えをしないよう暴飲暴食をせぬこと

チ 便所の窓には金網を張り波取り口にはすき間のないように蓋をすること

リ 具合の悪い時は早く医師の診断を受けること

ヌ 赤痢で死亡の場合、会食をせぬこと

ウジ虫の殺し方

イ 便所に仮生石灰をまく

ロ 沸とうした湯を注ぐ

ハ コンソール五〇倍液散布

蝿の殺し方

イ 蝿打ちで

ロ 蝿取り紙、蝿取りリボンで

ハ 各種蝿取り器その他

（衛生課）

在外公館借入金確認の追加受付

昭和二十四年法律第一七三号に基いて受付した在外公館等借入金確認請求書は昭和二十五年五月十八日を以つて受付を中止していたが本年三月三十一日即日施行の法律第四四号　在外公館等借入金の返済の実施に関する法律に依り従来通りの手続に基いて本年六月三十日までに證拠書類を添え外務大臣に借入金確認の請求をすることが出来ることゝなりましたから請求洩れの方は洩れなく請求書を提出して下さい。

記

一、在外公館等借入金とは

終戦に際し国より後日返済を受けるとの条件で在留邦人（個人）が在外公館（大公使館、領事館警察署等其他日本政府在外官庁）又は自治団体（日僑帰後連絡所日僑自治会、日本人会日本人世話会、民団、避難民団等）に提供した「引揚救済資金」

二、借入金確認請求に該当しないもの

調査料、各種預貯金通帳、公社債、保険証書株券、小切手（送金小切手を含む）為替、無書契約書、恩給証書、年金証書、物資等

三、請求書の提出について

1 在外公館等借入金確認請求書に証拠書類受領証、領收証等）を添付し五部（証拠書類は残り四部は写にて可）を市社会課に提出すること

2 証拠書類は在外公館又は自治団体で受領したものを税調、海運局等に提出し引替えに税関、海運局の預り証を所持しているものはその預り証を添付すること

証拠書類を紛失或は受領しなかつた向はその理由を請求書の備考欄に記入すること、確認請求書用紙は市社会課に準備してあります

四、特殊請求について

左の各項の場合は一応市社会課に問合せの上請求書を提出して下さい

1 代理請求（実際の資金提供者と提供名義人が異なる場合の請求）

2 相続請求（資金提供者が死亡しその相続人が請求する場合）

3 現地の特殊事情などのため資金提供者が偽仮名を使用して資金を提供した場合の請求

なお本件について不明の点は市社会課へお問合せ下さい

廣報室から

窓外の竹の子がいつの間にか竹になつた▼伸び行く初夏の若芽の如く我等の市も伸びつゝある▼予備隊誘致も愈々本決りになり七月中旬には駐屯の予定とあり▼モーターボートレースも回を重ねる毎に漸く軌道に乗つて来た▼真珠輸出農産物と特産品もクローズアップされ市勢発展の基礎が出来上つたと称して過言であるまい▼時恰も講和独立の佳き年を迎え今後の成長は一にかかつて市民の努力に在る事言を俟たず▼各位の御健闘を祈るや切。

讀んだら回覧して下さい

農機具展示會

大村市制十周年記念行事の一環として三月二十七日から二十九日迄の三日間毎日午前九時から午後五時迄市内駅通り向陽高等学校々庭で優良農機具展示会を開催致しました。

農業経営の合理化は先ず「農機具の撰択から」と全国著名の最新型優良農機具を長崎縣農機具商業協同組合から出品して二十二店による盛沢山な実演と展示が行われた。なおこの間同期間中、二十八日は同校庭で仔豚血統登録展示も行われ盛況裡に終了した。

大村市の人口（4月30日現在）

区域別	世帯数	人口 男	女	計
大村	3,272	7,725	8,141	15,866
西大村	3,979	9,140	9,290	18,430
竹松	1,366	3,157	3,551	6,708
桜原	600	1,693	1,756	3,449
鶴重	547	1,596	1,648	3,244
荒瀬	609	1,683	1,709	3,392
鈴田	533	1,495	1,583	3,078
三浦	325	921	1,065	1,986
計	11,231	27,410	28,743	56,153
前月末	11,537	27,405	28,862	56,267
増減△	△ 306	5	△ 119	△ 114

人口の動き（4月中）

種別		人数	計	増減△
増	移入	953	1,076	
	出生	123		
減	移出	1,154	1,190	△ 114
	死亡	36		